

なつてきた。従つて、国際協力を強化する際には、やはりこれらの機関を強化するのが常道である。特定の一国と科学協力を進める場合においても、これらの全世界的の協力関係の線に沿ひ、他の国との協力の妨げとならぬように十分留意するとともに、更に進んでその他の国々とも協力を進めるよう努力すべきである。

3. 科学の国際協力に際しては自主性を重んずべきこと。

科学の共同研究において、個人の創意が何よりも重んじられるのと同じように、国際協力においても、その国の科学の伝統と自主性が尊重されなければならない。わが国の科学が自分自身の体系をもつた自主的な発展に努力を怠るならば、国際協力で十分な寄与が果せないばかりでなく、国際協力はかえつてわが国の科学の発展の障害になりかねないことを、十分に注意しなければならない。また、科学はそれが外部から加えられるいかなる干渉からも自由である時、もつともよく人類に奉仕できるということを考えるべきである。

4. 科学の国際協力は科学者の間で対等に行なわれるべきこと。

科学の進歩は国によつて程度の差があり、また特異性がある。しかしその国際協力は、各国が自主性をもつて対等の立場において行なわれるのが原則である。ICSUなどにおけるような純学問上の協力においては、科学者のみの間において対等に話しあひが進められている。

国際協力を対等の立場で行なうためには、その経費も、他の国のみこれを仰ぐような態度をとるべきではない。

5. 科学の国際協力の成果は公開されるべきこと。

科学の国際協力で得たものは、その成果は公開されなければならない。これは軍事的な秘密研究を排除するという意義があるばかりでなく、自由な討論によつて協力を助長するという積極的な面をもつている。

5-30

庶発第903号 昭和36年11月10日

内閣総理大臣 池田 勇 人 殿

日本学術会議会長 和 達 清 夫

公立大学の助成について（勧告）

標記のことについて、本会議第34回総会の議に基き、下記のとおり勧告します。

記

日本学術会議は1958年10月第27回総会の決議に基き、政府が公立大学に対して経済的補助を与えるための措置をとるべきことを勧告した。

その後、1959年10月第29回総会および1960年10月第32回総会の決議に基き、かさねて同趣旨を勧告した。

しかし、今日に至るまで、この勧告の趣旨が実現していない。本会議は国立および私立大学とともに公立大学における教育および研究の内容を充実することが刻下の緊要事と考え、政府がその助成のために、研究設備助成補助金を交付されるよう、あらためて勧告する。

## 理 由

公立大学は、当初かなり優れた施設や豊かな予算をもつて出発したものが少なくなつたが、近年における地方公共団体の財政状態の変化により財政的措置が学問の進歩に相応しないものが多い。もとより公立大学の設置は、地方公共団体の創意によるものであつて、この状態を改善する責任は地方団体にあることはいうまでもない。

しかしながら、そのことから、政府は現存する公立大学の財政状態を地方公共団体のなすところに任せ、何等の手段を講じなくてもよいという結論を導くことはできないと考える。

なぜなら、いまやわが国は国の再建のため、急速な経済成長をはからねばならないときであり、教育と研究の拡大充実、ことに自然科学系学部の充実が緊急を要するときであるからである。

ことに

- 1) 公立大学の設置者は地方公共団体であるが、その教育と研究は当該地方のためのみのものでなく、上記の教育研究の国家的任務の一端を担っているものであること
- 2) 大多数の公立大学は、自然科学系学部をもっていること、ことに当初優れた施設と人材をもつて出発したものが少くないのに、その後の日進月歩の設備を追加することができないばかりでなく、経常的経費の不足に悩むものが多くなつてきていること。

以上の事情を考慮し、設置者である地方公共団体が適切な対策を講ずる契機となるよう、私立大学の場合と同程度の研究設備助成補助金を交付するならば、その効果はきわめて有効であると信ずるものである。

添付資料 I

庶発第707号 昭和33年10月29日

(写)

文部大臣 灘 尾 弘 吉 殿

日本学術会議会長 兼 重 寛九郎

公立大学における研究助成について(勧告)

標記のことについて、本会議第27回総会の議に基き下記のとおり勧告します。

記

研究機関としての公立大学の研究の重要性にかんがみ、これに対して国家が経済的補助を与えることを至当と認める。

よつて、政府は緊急にその実現の手段を講ぜられたい。

添付資料 II

庶発第878号 昭和34年11月5日

(写)

文部大臣 松 田 竹千代 殿

日本学術会議会長 兼 重 寛九郎

公立大学の研究助成補助について(勧告)

標記のことについて、本会議第29回総会の議に基き、下記のとおり勧告します。

記

日本学術会議は、第27回総会の議決に基き、昭和33年10月19日付庶発第707号をもつて、「研究機関としての公立大学の研究の重要性にかんがみ、これに対して国が経済的補助を与えること

を至当と認める。よつて政府は緊急にその実現の手段を講ぜられたい。」と勧告した。しかるに、その後われわれの要請が全く実現しないのは遺憾である。

政府は本会議の勧告を速かに実現されたい。

添付資料 Ⅲ

庶発第977号 昭和35年11月14日

②

内閣総理大臣 池田 勇 人 殿

日本学術会議会長 和 達 清 夫

公立大学研究施設設備助成について(勧告)

標記のことについて、本会議第32回総会の議に基き、下記のとおり勧告します。

記

国家の現状より考察するとき、最も緊急を要する問題は、科学技術の振興であるとする。しかし公立大学は、教育および研究によつて、この国家的要請実現の一端に寄与している。しかるに、現在まで、公立大学に対しては、本会議の再度の要望にもかかわらず、国立および私立大学とは異つて、何等見るべき国家的助成が行われていないのはまことに遺憾である。

よつて、この際政府は、緊急に公立大学の研究施設設備に対して助成の手段を講ぜられたい。

理 由

公立大学は、教育および研究の振興に関し、国家的責務を分担しているものであり、その研究に対し、国家的助成を与えることは必要である。さらに最近の科学研究の国際的競争は、ますます激甚を極めるに至つており、現在まで、公立大学に対し、何等の国家助成も行われていない状況から、これが施設設備の助成を実現し、科学振興の国策実現に資すべきと考える。

本会議では、昭和33年「研究機関としての公立大学の研究の重要性にかんがみ、これにたいして国が経済的補助を与えることを至当と認める。よつて、政府は緊急にその実現の手段を講ぜられたい。」との政府への勧告を決議し(資料Ⅰ)、昭和34年11月には、さらにこれが実現促進を勧告した。(資料Ⅱ)。

しかし、今日までその実現をみていないのは遺憾の極みである。そして、その後内閣総理大臣の科学技術会議への諮問第1号(10年後を目標とする科学技術振興の総合的基本方策について)に対する科学技術会議の答申を見ても、その中に大学の設備充実の必要が強調されている。それに関しては、国立・私立のみならず、公立大学に関しても同様に必要性が認められているのであるが、それにもかかわらず、前述の如く、公立大学に対してのみ何等見るべき国家的援助が行われていないので、重ねてその実現方促進を勧告する次第である。

添付資料

Ⅰ、昭和33年10月29日「公立大学における研究助成について」(勧告)②

Ⅱ、昭和34年11月5日「公立大学の研究助成補助について」(勧告)②